

入札監理小委員会
第519回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第519回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年10月12日（金）14：38～16：32

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 空港有害鳥類防除業務（東京国際、新潟、宮崎、鹿児島、那覇空港）（国土交通省）
- 道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等（国土交通省）
- 港湾、空港における発注者支援業務（国土交通省）
- 東京国際空港警備業務（国土交通省）

2. その他

<出席者>

（委員）

井熊主査、梅木副主査、関野副主査、宮崎専門委員

（国土交通省）

航空局 交通管制部 運用課 工藤課長、荒上運用調整官、井野係長、足利係長

（国土交通省）

大臣官房 技術調査課 建設システム管理企画室 常山室長

大臣官房 技術調査課 川尻課長補佐

（国土交通省）

港湾局 技術企画課 建設企画室 山本室長

港湾局 技術企画課 三浦専門官

（国土交通省）

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課

石岡空港保安防災企画官、杉田専門官、松崎係長

（事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○井熊主査 それでは、ただいまから第519回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、国土交通省の「空港有害鳥類防除業務（東京国際、新潟、宮崎、鹿児島、那覇空港）」の実施要項（案）。国土交通省の「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」の実施要項（案）。3番目、国土交通省の「港湾、空港における発注者支援業務」の実施要項（案）。4番目で、国土交通省の「東京国際空港警備業務」の実施要項（案）の審議を行います。

最初に、国土交通省の「空港有害鳥類防除業務（東京国際、新潟、宮崎、鹿児島、那覇空港）」の実施要項（案）について、審議を始めたいと思います。最初に、実施要項（案）につきまして、国土交通省航空局交通管制部運用課、工藤課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。よろしく申し上げます。

○工藤課長 航空局運用課長の工藤でございます。空港有害鳥類防除業務の実施要項の案について、ご説明させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。なお、私からは概論について、触れさせていただきまして、詳細部分につきましては、担当の井野よりご説明させていただきたいと思います。

まず、空港有害鳥類防除業務でございますけれども、資料のA-3、パワーポイントのこちらを使いながら、ご説明させていただきたいと思います。空港有害鳥類防除業務ですけれども、空港及びその周辺における航空機と鳥の衝突を防止し、航空機の運航の安全を確保するため、専従要員を空港に常駐させ、年間を通じてパトロール（定期巡回）を行い、銃器等の防除機器を組み合わせた威嚇作業、観察による鳥類の動静把握等を行うものでございます。

昭和57年に東京国際空港、羽田空港でございますけれども、そこに導入したのを最初に、現在、全国15の国管理空港と株式会社が運営する仙台、成田、中部、関西、伊丹、高松の6空港で業務が行われております。国が直轄の管理をしている15空港については、パワーポイントの右下の図でございます。

また、鳥防除の業務の効果ですけれども、左下のグラフで明らかでございますけれども、バードパトロールの導入空港と非導入空港との間で、航空機の離発着回数の1万回当たりの鳥衝突件数は約2倍から3倍の違いがございます。鳥衝突を防ぎ、航空の安全を向上させるとの観点では、全空港での導入が望ましいわけでございますけれども、そこは費用対効果の面で、地方自治体管理の運航便数の少ない空港では、専従要員常駐によるパトロール方式の防除業務は残念ながら導入されていない状況となっております。

今回、この図でいうところの赤字でございますけれども、東京国際空港及び新潟空港について、新たに市場化テストを導入することといたしまして、また、宮崎、鹿児島、那覇空港については、2回目の審査となります。

以降、井野から詳細説明をさせていただきます。

○井野係長 航空局運用課の井野と申します。私のほうからは、実施要項の詳細についてご説明させていただきたいと思っております。

資料については、A-2になります。今回、対象としては5空港でございますけれども、那覇空港を例として前回、もしくは去年の実施要項との変更点及びポイントをかいつまんでご説明させていただきたいと思っております。

早速ではございますが、ページをめくっていただいて、まずは2ページになります。2ページ上段の部分、マーカーで色づけをさせていただいておりますけれども、この箇所については、防除に使用する機器及び材料の種類とか数量を記載している項でございます。ここの部分につきまして、鳥の衝突状況、出現状況に応じて、効果的な防除機器を使用した業務が実施できるように、毎年、その機器、材料、数量というものを見直せるような文言を追加させていただきました。

さらに、その後の括弧書きのところでございますけれども、これは那覇空港におきましては、平成31年度末に新たに滑走路が増設される予定となっております。滑走路が増設された暁には、鳥防除業務の実施体制であったり、防除機器の数について見直す可能性があるということから、このような括弧書きの文言というものを記載させていただいて、請け負っていただく方に注意していただくということで、この文言を加えさせていただいております。

続きまして、ページをめくっていただいて3ページになります。1.1.4のところは防除業務の実施体制を記載させていただいております。ここにもマーカーしているところがございますけれども、これについても、先ほどご説明しましたとおり、那覇空港の増設滑走路が供用開始したときには見直しを行う可能性があるところを記載させていただいております。その下の表の部分ですけれども、こちらが実施体制の期間等をあらわしているところでございますが、那覇空港においては、鳥衝突多発期間として、6月から12月までを設定しております。この期間、鳥衝突が多発する期間ということで業務時間を長くしたりだとか、定期巡回の回数を増やしたりであるとか、そういったことを設定しているところでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして、6ページになります。6ページの下のほう、サービスの質の設定というところがございます。ここで防除業務の質について、2つの項目を設定させていただいております。まず1つが信頼性の確保でございます。ここにつきましては、水準のところにはマーカーをしておりますけれども、年度ごとの鳥衝突率——鳥衝突率とは、離着陸1万回当たりの鳥衝突回数になるんですけれども、この衝突率が3.35件を超えないことを目標とするとさせていただきます。3.35件という値につきましては、那覇空港における過去5年間の平均値を採用させていただいております。これはほかの5空港におきましても、それぞれの各空港の5年間の平均値を目標値と定めさせていただいております。

もう一つが、作業の安全性にかかる品質の確保といたしまして、防除業務の不備に起因した事態の発生件数は、ゼロ件ということを目指させていただいております。不備に起因した事態というものについてですが、これが前のページになるんですけれども、5ページの上のほうにあります⑤、緊急時の体制というところに（ア）から（エ）まで記載させていただいております。この4点の発生件数をゼロとするんですけれども、まず、1点目というものが防除業務の不備に起因した航空機の運航に影響を及ぼす事態。2点目が人の死傷、物件の損傷、火災の発生。3点目が銃刀法の規定に基づいて、警察官に届出が必要な事態。具体的には銃といったものの紛失であったりだとか、盗難であったりだとか、そういった場合には警察官に届ける必要がありますので、このような事態を発生させないということを定めさせていただいております。4点目が火薬取締法の規定に基づき、警察官に届出が必要な事態。こちらについても、火薬類を紛失したりだとかといった場合に警察官に届ける必要性がございますので、このような事態を発生させないことということを目指させていただいております。

引き続きまして、次は8ページになります。8ページの3. からが入札参加資格に関する事項を定めさせていただいております。この中でのポイントといたしましては、またページをめくっていただきまして、まずは3.8の項で、防除業務に必要な実施体制について記載させていただいております。

体制としては3つ記載させていただいております、1つが作業員の体制を確保すること。ただ、作業員につきましては、銃を使うために必要な資格だとかというものが必要なんですけれども、応札していただく段階においては、未取得の場合は取得予定を示すことによって、その時点で取得していない場合でも構わないという旨を記載させていただいて

おります。2つ目が、作業員等の心身の健康管理に関する体制を有していること。3つ目が、研修・訓練の体制が確保されていること。この3つの体制を満たすことというものを条件とさせていただきます。

続いて、3.9でございますけれども、定期便が就航する空港内において、役務の提供など、何かしらの業務をやったことがあることを参加資格の1つとさせていただきます。

続きまして、3.12でございますけれども、ここではグループでの入札参加について記載させていただきます。前回、去年とかと記載ぶり等については変更はございませんが、グループでの参加をすることによって作業員の確保であったりだとか、先ほど言った3.9の業務の経験であったりだとか、そういったものについての条件を満たしやすいよう、グループでの参加を可能としておるところでございます。

続きまして、実施要項の中身については最後になりますけれども、飛びまして21ページになります。21ページにおいて、専門能力の研修及び確認についてということで、別紙2で示させていただきます。この中段ほどにあります(2)のところについて、下線を引かせていただいております。この点につきましては、昨年、この委員会において重要な研修である航空機の運航及び飛行場の運用については、発注者、監督職員から現場責任者に行われることというものを強調すべきであろうというご意見をいただいたことから、このような下線を引かせていただいて、強調する形ということで変更させていただきます。

実施要項の説明については以上になりますけれども、加えまして、競争性の改善というところでの取り組みでございますけれども、今年度におきまして、羽田、新潟、宮崎、鹿児島、那覇空港、それぞれの各空港において現場説明会及び見学会を開かせていただきまして、地元の企業であったりといったものが参加していただき、説明会を開催させていただいたところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問のある委員はご発言願います。

○関野副主査 関野ですが、回数のお話で、さっき那覇空港の1万回に当たって、年間が3.35件を超えないと、業務の質のところであったんですけども、これはわからなかったんですけども、ほかの空港も全部、アベレージでいくと3.35を超えないとするという

ことによろしいんですよ。

○井野係長 各空港において衝突件数というのは変わってまいりますので、各空港でこの数字は変わってくるというところで……。

○関野副主査 空港ごとに変えると。

○井野係長 はい。空港ごとで設定させていただいているということでございます。

○関野副主査 一番多いところは羽田ぐらいかもしれませんが。

○井野係長 少々お待ちください。

○足利係長 航空局運用課の足利と申します。今回の実施要項（案）において挙げられております、対象空港のうち、一番多いものについては、新潟空港が13.22となります。

○関野副主査 では、参考にお聞きしたいんですけれども、那覇は結構衝突が少ないと思っているんですが、自衛隊とか米軍というのは、どれぐらいの回数でこれはなるんですか。対策に爆音器なんて書いてあるから、音が大きいと来ないのかなという気はしたんですけれども、参考にどれぐらいになるかというのはわかっているのでしょうか。

○井野係長 我々が集めているところは、民間空港のデータは集計しておるんですけれども、防衛空港、米軍空港についてのデータというのは、申しわけありませんが、持ち合わせていないところがございます、その比較は今、我々としてもできていないところがございます。

○関野副主査 鳥に対する対策というの、自衛隊も当然やっていると思うんですけれども、それも情報とかはないものなんですか。

○井野係長 そうですね。我々も鳥衝突の防止に関する検討会というものを開いておるんですけれども、その委員会においても、防衛省の空港の情報というのは入ってきていないところがございます、具体的な情報というところは、我々としても把握できていないところがございます。

○関野副主査 わかりました。あと、3ページのところで要員体制ですけれども、基本的には2名体制で、いわゆる日勤といいますか、いるんでしょうけれども、1名体制にするというのは、極力この時間は少なくなってしまうからという意味なのか、または事業者の中には、要員確保が難しく、ここがもし2名でなくて昼間も1名体制であれば、人が約半分で済むわけなので、そういうことは要望としては上がってこなかったのかなというのをお聞きしたいと思います。

○井野係長 2名としている理由といたしまして、昼間帯におきましては、銃を使った防

除をやっていただくことにしております。銃を使う場合には、2名で確認をしながらやっていただくことにしておりますので2名ということにしております。1名の部分におきましては、基本的には日没後というか、夜間の時間帯になってございます。夜間帯につきましては、銃を使った防除は行いませんので、基本的に煙火であったりだとか、音声であったりといったものでやりますので、1名体制というところでやっていただいているところがございます。2名体制でやることについては、事業者についても当然、ご理解いただいでやっていただいているところですので、ここを1名にという要望というのは基本的にはないと理解しております。

○関野副主査 法律的に難しいということですよ。

○井野係長 法律的には2名じゃなきゃいけないというところは実はないんですけども、我々は空港という、いろいろな人とか飛行機がいる場所で銃を使う中で、2名で確認しながらやらないと安全性は担保できないのではないかとこの考えで、我々のほうで条件として規制させていただいているところがございます。

○井熊主査 よろしいですか。

○関野副主査 例えば、車でいけばドライブレコーダーみたいなものがあるので、必ずバックはとれるようになってはいますが、そういうことは考えられないんですか。車にずっとカメラをつけておいて、1人でやっていて、後で確認できるようにということは考えられないんですか。

○井野係長 銃に弾を入れ込む際に、ちゃんとした手順でやるだとか、脱包というか、最終的に安全のために、弾が出ないような形にするんですけども、そういったものの確認というのは、1人ではなく相互で声と指とかで確認しながらやることにしないと、安全ではないんだろうなと感じておりますので、2名というところは、今のところ、緩和する考え方は持っていないところがございます。

○関野副主査 ありがとうございます。

○井熊主査 ほかはよろしいですか。

○梅木副主査 本質的なところとずれるかもしれないんですけども、こちらの要項を見たときに気がついたのは、用語の説明のところで作業員とあるんですけども、それ以降の記載のところで作業員等と、「等」というのが入っているんですよ。例えば、具体的には4ページ目の③のところ、「作業員等に求められる専門能力及び資格」と書いてあるんですけども、その下では、「作業員の心身の健康状態の把握」とありまして、④の1行目

を見てみると、後半に「作業員等の心身管理に加え」云々と結構混在してしまっていて、多分、用語の定義は1ページ目の1.1.2のところに定義として、名称は何を意味するというところをちゃんと記載する箇所があるので、「等」にはどこまで含まれるのかというのをもう一度、何か明示的に書いていただいたほうがわかりやすいのと、それ以降の記載について、「等」とついているところとついていないところが混在しているようなので、そこは一度、全部とおして確認したほうがいいのではないかと思います。

○井野係長 ありがとうございます。「作業員等」の定義といたしましては、2ページの最下段のほうに現場責任者を含む作業員が「作業員等」という用語で……。

○梅木副主査 ここですか、ありがとうございます。

○井野係長 「等」が含まれていると現場責任者も含むということで以降書かれているところにはなっております。

○梅木副主査 わかりました。ありがとうございます。

○井熊主査 ほかはいかがですか。

○宮崎専門委員 確認なんですけど、実施要項を見ますと、いろいろな銃器ですとか、爆音器のようなものの機材が必要な業務だというのは理解できるんですが、これらは入札に参加する事業者が自己負担で用意しなきゃならないという業務だということなんですか。

○井野係長 そのとおりでございます。

○宮崎専門委員 わかりました。競争性が乏しくなる要因の1つが、ただの私見なんですけれども、こういう業務で実際の契約額を見ますと、ほぼ人件費見合いかなという気がしていて、機材を一式そろえるお金というのが業務量に入っていないものですから、どうしても持っている事業者以外が参加しづらいのかなという印象はありまして、ただ、いずれ、これがまた古くなってくることなんかも考えると、課題としては、長期的にはどうやって安定的に業務を行っていく上で、このお金を確保していくのかというのは、個人的には課題なのかなとは思っております。

○井野係長 ありがとうございます。業務費についてなんですけれども、銃器につきましては、個人に対する許可が必要になってきますので、こちらが用意して対応というところは法律上、難しいというところがございますので、銃器、実包、空包というものにつきましては、どうしても請負者のほうで用意していただくかなと考えております。そのほかの爆音器、ディストレス音源というところについては、そんなに高価でもないですし、普通に市場に出回っているものですので、基本的には請負者のほうでご準備いた

くという形でやっていっているところでございます。

○井熊主査 これは各空港での現地説明会というのは実施したんですよね。

○井野係長 はい。

○井熊主査 各空港でどのぐらいの人が、事業者が聞きに来たかわかりますか。

○井野係長 各空港 2社から 5社程度の企業が参加していただいております。

○井熊主査 個々の空港で複数来ているということですね。

○井野係長 そうですね。各空港で 2社から 5社程度の参加者は来ていただいております。

○井熊主査 わかりました。

○梅木副主査 すいません。事業実施者のところが一般社団法人、航空保安協会というところがずっと行っているということなんですけれども、こちらはこういった業務を主に引き受けるのをメインの業務にしているところなんです。そもそもどういう団体なのかというところなんです。

今の質問とも関連するんですけれども、そもそもやっている業務の内容が一定の団体しかやらないような特殊なものなのか、事業者が実はたくさん応募できるようなところがあるんですけども、コスト面でどうなのかとか、業務の特殊性というので見たときに、この一般財団法人がそもそもどういう目的でつくられたのかというところとか、もしご存じであれば、教えていただくと助かります。

○工藤課長 うろ覚えなところがあるんですけど、10年ほど前に、公益法人改革が行われておりまして、それ以降は、いわゆる準則主義でつくられる一般財団、あるいは社団ということで、従前の所管省庁というものはなくなっておりますので、今現在は全く普通の民間企業と同じと、我々から見たらそういう組織といいますか、法人ということになっております。

ただ、歴史的には、これがいつごろからかは今、手元に資料はないので、はっきりは申し上げられないんですけども、それ以前は国土交通省の所管の財団法人ではありました。そして、そのときも鳥防除の業務を請け負っていたという歴史はございます。

○梅木副主査 では、わりとこういう業務に特化していらっしゃるところが。

○工藤課長 これだけではないかと。

○梅木副主査 ほかにもやっているけどということですね。

○荒上運用調査官 荒上と申します。そのほか、同協会がやっておられる業務として、空港における消防業務といったものがあると聞いております。それから、一方で、鳥防除に

ついて、全て航空保安協会だけではなくて、先ほど既に民営化されましたけれども、仙台においては、別の民間の会社が参入しているといった実態もございます。

○梅木副主査 わかりました。ありがとうございます。

○井熊主査 それ、仙台のやつはどうして民間が参入できたんですか。

○工藤課長 市場化テストの成果でもあると言えるんですが、もともとこれは法人改革の前から、基本的に指名競争はやらないということで、すべからく国土交通省、多分政府全体の方針ですが、いわゆる一般競争入札というものを長らく入れていきますので、その中で競争性のあるところにとっていただいたと。そして、市場化テストの中で、いろいろ委員の皆さんから改善のご意見をいただいた成果も反映されているんだと思います。

○井熊主査 民営化の後じゃなくて？

○荒上運用調査官 民営化の前からです。

○井熊主査 前からの成果だということですか。わかりました。

ほかはよろしいですか。幾つか細かい点はありましたけれども、先ほど、説明会をやって、いずれも複数の事業者が説明を聞きに来たというところも、これまでとは少し違う環境なのかなと思います。そういった意味で、今の若干の細かい修正は対応していただくということにいたしまして、そういった取り組みに期待して、この要項で進めていいのではないかと思います。

それでは、本実施要項につきましては、本日の議論をもちまして、小委員会での審議は終了としまして、今後の実施要項の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に一任させていただきたいと思いますが、委員の先生方、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○井熊主査 事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 ありがとうございます。

それでは、本実施要項につきましては、今、申し上げたとおりの対処とさせていただきますと思います。なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。どうもありがとうございました。

(国土交通省退室、国土交通省入室)

○井熊主査 続きまして、国土交通省の「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」の実施要項（案）について審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）につきまして、国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室常山室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○常山室長 ただいまご紹介いただきました常山と申します。私のほうから、B-2の実施要項の関連も含めて資料のご説明をさせていただきたいと思います。

今、お手元のほうにさまざまな資料があるかと思いますが、まず最初に、6月の前回のヒアリングからこれまで取り組んできた取り組みの概要のほうをご説明させていただければと思います。まず、お手元の資料の一番最後になりますけれども、B-8というものがございます。この資料をまずごらんいただければと思います。

こちらでございませけれども、6月以来、受注者になります民間企業の皆様にアンケートの実施をしてございます。公物管理補助業務の競争参加に関するアンケートでございませ。このアンケート結果について簡単にご紹介をさせていただければと思います。

まず、昨年のアンケートにつきまして、特に1者応札の多い発注者支援業務等というカテゴリーでございませ。積算補助とか発注者支援、公物管理、あるいは用地補償総合技術業務というものがございませが、この3つの分類の中で、1者応札の割合は極めて高い8割を超えているんですけれども、公物管理に特化しましてアンケートを実施しております。アンケートの対象は、これまでこの業務を受注したことのない企業の皆様にアンケートの送付をさせていただきました。結果としましては、大体6割から7割の皆様から参加資格を「厳しくしたほうが良い」、「現状のままで良い」という結果が出ておまして、我々の分析では、応札の受注をしたことのない企業の方なので、この業務にあまり興味がない方はアンケートが役所から来てもどうでもいいというような形で回答がされたのかなと考えてございませ。

今年度につきましては、より興味を持っていると思われる企業へのアンケートとするため、国交省の公物管理補助業務を受注はしていないんですけれども、毎年実施している昨年度の業務説明会に参加された企業を対象としまして、アンケートを行っております。このアンケートでございませけれども、253社中207社から回答をいただきました。

おめくりいただきまして、2ページにその結果がございませ。まず、業務実績について、「現状のままで良い」か、「緩和したほうが良い」か、「厳しくしたほうが良い」という

もののアンケート結果で、隣になりますけれども、技術者の資格要件についても同様の内容を聞いてございます。この中で、下のほうの四角囲いで書いてありますけれども、6割の皆様が「厳しくしたほうが良い」、あるいは「現状のままで良い」という回答をいただいております。我々のほうで少し考えてみましたけれども、詳細は後ほどご説明いたしますが、資格要件よりもやはり技術者がいないということで、技術者不足で参加できないという企業が多いのではないかと考えております。逆に、3割の皆様が、「緩和したほうが良い」というご意見をいただきましたので、私どもが1者応札という結果が出ているところで、業務実績、あるいは資格要件、これが少し参加を考えている皆様に対して厳しい条件になっていたのではないかとというようなことも、今回のアンケートで認識したところでございます。

下の3ページになりますけれども、具体的にどんな意見が来たかというものを取りまとめております。まず、入札参加要件を「拡大したほうが良い」といった意見をいただいた方からの具体的な個別の意見をここに記載しておりますけれども、例えば、「未経験者については総合評価の評価対象から除外すべき。又、上位1名の評価とすべき」というような意見がございました。また、「県、市発注の業務を同種の実績として認めていただきたい」というような要件緩和済みである内容に対する意見がございました。また、入札参加資格という問題ではなくて、そもそも対応する業務に参加したくても業務を実施する技術者が確保できないので参加できないというようなご意見、あるいは私どもが発注しています公物管理補助業務そのものが企業の収支という面からあまりもうからないし、言い方は悪いんですけども、おいしい業務ではないというような意見で参加しないとといったコメントもいただいております。

おめくりいただきまして、4ページでございます。こういったアンケート結果も踏まえて、平成31年度、来年度の業務から緩和予定の条件を例として挙げさせていただいております。例えば、積算技術業務を見ていただければと思いますが、現状では右から2番目の緑の欄でございます。申請された全ての予定担当技術者の評価値を平均ということで今までは実施しておりましたが、来年度の予定では、予定担当技術者の上位1名の方の点数を評価値とするような形で改善を考えております。このことによりまして、こういった業務に対する経験がある方が1人いれば、未経験のこれから初めてこれにチャレンジするというような技術者の方がいても、平均ではないので評価値が下がらないというようなことで条件の緩和をさせていただいております。その他の業務につきましても、同様に緩

和の予定を今考えております。

下の5ページになります。上位1名ということで評価した理由を参考に記載させていただいております。未経験者を評価の対象外とした場合、担当技術者の同種業務の経験者、あるいは類似業務の経験者、経験なしの場合と、同種業務の経験なしが2名の場合と比較しますと、後者のほうが評価は高くなりますので、評価を高めるために評価対象の経験者をあえて減らすというような企業があらわれるなど、公平かつ適正な評価ができないと考えられる場合が想定されるため、申請された担当技術者の上位1名の評価値ということにさせていただこうと今考えております。

次の6ページをお開きください。これは、これまで実施しました契約期間、あるいは発注ロットについても同様にアンケートの中で伺っております。その結果、今まで複数年契約ということで、これまでの業務の取り組みの工夫ということでしてきましたが、引き続き、こういった取り組みをしていきたいという意見もいただいております。また、複数年ですと、1人の技術者が、この業務に固定して担当していただくということで、比較的長期間この技術者を拘束するというので、こういったものが困難性を生ずると、単年度での発注のほうがいいのではないかなというような意見もございました。

下の7ページでございます。業務の規模についてのアンケートでございますけれども、大規模というよりは、4,000万円以下ぐらいのものでこれまでも発注してきております。7、8割の皆様からの回答として、このぐらいのロットが妥当ではないかという意見がありましたので、引き続き4,000万円以下のロットを標準ということで発注のほうを考えていきたいと考えております。

おめくりいただきまして、8ページでございます。アンケート結果以外にも公物管理補助業務を受注してなく、昨年度の業務説明会に参加した企業の担当の皆様にはヒアリングをさせていただきました。その中の意見を簡単にご紹介したいと思います。

まず、アンケート同様、未経験者を総合評価の評価対象から除外すべきではないか、あるいは、1名の評価とすべきというような意見がございました。

また、別の観点になりますけれども、国の仕事をしたことがないと、国の業務は敷居が高いのではないかなというような、これはもう先入観に値するようなものでございますけれども、こういったところから意見もいただいております。

また、そのほか公物管理補助業務になかなか手が挙げられない理由として、業務経験の中で、公物管理補助業務は技術者としての経験にならないというところも受注者としてな

なかなか技術者の育成に寄与しないというような意見もいただいております。これは具体的に言いますと、私どもの設計業務、これを1回とりますと、予備設計、詳細設計ということで、順を追って次の仕事にかなり有利に働くというようなことがありまして、こういったことでコンサルタンの皆様は、1つは業務で次のステップアップにというようなことが、技術者の配置もそういったことでやられております。

しかしながら、私どもの公物管理、これは年度が終わりますと、同様の業務でまた同じものが、年度が改めて始まる、いわゆるルーチン的な業務となつてございます。こういったことで技術者のスキルアップにもつながらず、なかなか1つの業務に人を取られてしまうということで、会社経営的にいかなものかというようなご意見、また、公物管理ということで、みなし公務員の業務の責任、重さを考えると受注しにくい、ノウハウを持った技術者が実施したほうが良いというような意見もいただいております。

最後、9ページでございます。3ページでご説明しましたとおり、入札緩和要件の拡大に対する意見として、緩和済みの要件に対する意見もあったことから、今年の業務説明会では実施要件が変わったところについて赤でわかるように記載をして、特に強調して、説明会に参加された皆様にご説明をしていきたいと思っております。

最後の10ページは、これまでも説明会後に個別に問い合わせを受けてご回答させていただいてきておりますけれども、問い合わせ先がわかりやすくなるよう、説明会資料に問い合わせ窓口の明示もさせていただきたいと考えております。

すいません、資料が前後して恐縮でございますが、資料B-6をごらんいただければと思います。

これは発注者支援業務等に関する意見募集、パブリックコメントを行った全ての資料になっております。総意見は44件いただきました。パブコメをされた人数としては、個人と企業を入れて、合わせて12件となっております。個人の方は、あくまでも個人のご身分で、また、ここに載っています会社名の方々はほぼ発注者支援業務等をこれまで受注した実績のある方々で、各業務の中でなかなか言いづらいということで、本省が行いますこういったパブコメに改善の意見ということで意見を頂戴しております。50ページにわたるさまざまな意見をいただいておりますので、ここでは説明のほうは省略させていただきますが、入札手続の日数に関する意見、あるいは誤字脱字、こういったものの指摘をいただいております。基本的には総じて私どもが今行いたいという原案で進めていきたいと考えておるところでございます。

すいません、次、資料B-7を見ていただければと思います。ここには今回の発注者支援業務等の実施要項の概要一覧ということで抜粋のほうさせていただいております。赤のところはパブコメ前に私どもが修正したもの、パブコメ後に修正したところは青になります。入札参加資格のところの年号が、これは年次が変わりますので変えております。具体的に大きく変わったところは1ページの下でございますが、アンケート結果でご説明させていただきました申請された予定技術者の平均値の評価から上位1名の評価値にさせていただいたというところがございます。このところが大きな記載の変更ということでご紹介をさせていただきます。

1ページ目に記載している業務以外のその他の業務につきましても同様の変更をさせていただきました。また、パブコメの意見を反映させた変更点としましては、1ページ目の真ん中の下ぐらいになりますけれども、電気通信設備工事が相当程度含まれる業務、これにつきましては、国家資格としてこのたび新設されました「一級電気通信工事施工管理技士又は二級電気通信工事施工管理技士」を追加させていただいております。

最後に、B-10をごらんいただければと思います。先ほどの説明会の概要について、最後、簡単にご紹介したいと思います。発注者支援業務等に関する説明会につきましては、平成24年度より毎年実施してきてございます。本年度も、全国10会場でブロックごとに実施する際、実施要件の緩和など、先ほどの予定技術者のところがございますが、従前と変更するところを丁寧に説明していきたいと考えております。

また、発注者支援業務等に関係します業団体への周知につきましても、以前もこの委員会でご指導いただきました。平成27年からご指導の後に実施してきておりますけれども、今年度につきましても、B-10に記載してありますように、業団体等に対して説明会を実施する予定でございます。これらにつきましては、例年どおり、小委員会の審議をいただいた後、私ども、各地方整備局、開発局というものでございますけれども、こういったところで周知を行う予定としてございます。

長くなりましたが、以上で本日の説明を終わらせていただきたいと思います。よろしく審議のほうお願いしたいと思います。

○井熊主査 どうもありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見のある委員の方はご発言いただきます。よろしく申し上げます。

○関野副主査 パブリックコメントでご意見のあったものは追加したり、緩和したりしましたということだったんですけれども、パブコメの中で実現できなかったものというのは

何があるのでしょうか。

○常山室長 運用の改善ということでございまして、例えば、いろいろあるんですけども、「3/50」と書いてある、開いていただいたところの5番とかを見ていただきますと、落札者の決定時期を早めてほしいみたいなご意見とかもいただいております。これは受ける業者さんとしては、準備を早目にしたいということなんですけれども、例えば、こういった話につきましては、これはどうしても枠組みの中でやっているものですから、落札決定の日にちとかがというのも決まっておりますので、なかなかこういったところが運用改善できないというようなものもありますし、各業者さんのほうで、自分のほうに有利になるような中身についてはご意見等いただいておりますけれども、私どもの従前の、あるいは、今回の改善した形でやっていきたいというような回答をさせていただいているのが多くなっております。

○井熊主査 地域によって事情が違うので、以前に部分的に公サ法の対象からの卒業ということ考えたほうがいいんじゃないかという話があったんですが、それについての検討というのはどうなっていますでしょうか。

○常山室長 前回のときにも数値目標というようなお話もいただいて、少し内部でも議論して検討したんですけども、なかなか部分的に卒業するというものを、何をもってすればいいのかというところの知恵がないものですから、まだ継続して検討を続けているというのが実態のところでございます。実態的には、東北を除きましてほぼ民間の皆様競争のほうをしていただくようになっておりますので、そういった意味では、当初の趣旨は、いろいろと指標のところもチェックをして、そのチェックはクリアしているんですけども、最終的にそれでいいかという判断をもうちょっと慎重にしたほうがいいのかなどというところで考えているところです。

○井熊主査 数値的なところで言えば、卒業するかどうかということで、この委員会なんかで重視しているのは、この競争がきちんに行われているかどうかということで、やはり応札者数というところがあると思うんですね。ある程度、複数応札というものが安定してできるようになったところは卒業してもらって、1者応札になっているところに関して、地域特有の条件なんかを分析しながら対策を考えていくというようなことになるのかなと。定量的と言われれば多分その辺かなと思うんですけども、いかがですか。

○常山室長 発注支援業務等というふうにしているんですけども、先ほども申しましたけれども、公物管理とか分野で1者応札が多いというようなところ、そこまでの分析は我々

もできているんですけども、大分いろんな改善もしてきてはいるんですが、なかなか先ほどのアンケートの意見でもありましたけれども、技術者が確保されるとか、経営的にはルーチンになってしまうので技術者の研さんができなくて受けづらいみたいな意見もいただいているものですから、ただ、そうは言いながら、そののところはどうしても、毎年の、我々が実際に直営でやっているものをお願いするような補助業務になっているので、入札者を増やすというところの知恵がまだちょっと出てきていないというのが実態のところですよ。知恵を出していろいろと説明会をやったり、アンケートをやったりして、今回も予定技術者の条件の緩和とかをやっているんですけども、それでも、企業の皆様のもうかるという利益を目指したところで、なかなか合わないというようなお話をいただくと、少し入札が続く分野が出るのかなということは想定をしております。

特に、都市部とかであれば、なかなかすぐ対応できるところも、私どもが管理しています道路とか河川というのは山奥、僻地もあるものですから、そうすると、そういったところに実際に住んでいる技術者の方がいるいないとかいうこともありますので、どうしても、できるできないというところが限られてくる地域というのは正直あると思っております。そういったところで、1者応札を複数にするというところにもうちょっと知恵が出てくるのか、ひょっとするともう出てこない、1者応札になってしまうのかなというところもまだあるのかなとは思っております。それが総じてどのぐらいの数値目標として掲げればいいのかということもまた少しご相談させていただければと思います。

○井熊主査 わかりました。結構やることはいろいろやられているのかなという感じがありまして、やはりこれからの競争性改善というのは、各地域の事情とか、そういう個別問題というのはあるのかなと思いますので、その辺はぜひ検討していただければと思います。

実績のところ、B-7を見ているんですけども、同種業務、公益民間企業ということで、民間企業も加えていただいているんですけども、公益民間企業というと、例えば、電力とかガスとか、こういうことをイメージされているんですかね。

○常山室長 あとは、道路公団の民営化した会社とか。

○川尻課長補佐 NEXCOとかですね。

○井熊主査 それで、私なんかそういう企業のことを考えると、公益民間企業が発注する発注者支援業務というふうに特定すると、そういう業務ってもしかしてないかもしれないなと思っていて、発注者支援業務じゃなくて民間企業だと、ここでやっているような業務そのものをアウトソースするようなこともやっているんだと思います。

だから、ちょっと細かい話かもしれないけれども、発注者支援業務、あるいはそれに類した業務とか、民間を入れるんだったら、公共団体とも業務の仕方が多分違うので、もうちょっと広がりのあることを言ったほうがいいのかと思うんですね。

○常山室長 ちょっと表現が自分たち寄りになっていますので、今回の説明会等では、具体的にこういった業務をやったことあるんですけども、これは類似業務に該当しますかというような質問も幾つか受けたりしておりますので、先ほど問い合わせ窓口の話もしましたけれども、そういったところにもこういったもので大丈夫でしょうかというような、大体、応募を考えている方で、今、主査がおっしゃったような形で疑問に思っている方は個別に質問されてきますので、そこで私どもの、今言った発注者業務という表現が公益民間業務だと若干違うところも含めてご説明をさせていただいております。

○井熊主査 ヒアリングの中でも、この公共団体のフィールドだけで人を充てていると、そこで育てた人がほかのところにも拡大していかないんじゃないかという意見がありましたので、それは非常にもっともかなと思うので、やはり官の市場と民の市場の間を行き来できるような、そういう条件をぜひうまく説明して行ってほしいなと思います。

○常山室長 今の類似業務のところの表現は、これから入札をかけるときの公示のところ、ちょっと表現を直して、今、ご指摘いただいた形で修正をしていきたいと思います。

○井熊主査 事務局から何かございますか。

○事務局 いえ、特にございません。

○井熊主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したいと思います。まだ、競争性という意味では十分じゃないところもありますけれども、かなりアンケート等で民間のニーズも拾っていただきましたし、条件の修正もしていただきましたので、まずはこれで結果を見てもらうということと、先ほどの部分的な卒業とか、そういったところに関しては検討を続けていただくということを前提に、審議を終了したものしたいと思います。

今後の実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に一任させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○井熊主査 ありがとうございます。それでは、今日の審議についてはこれで終わらせていただきたいと思います。なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認し

たい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○常山室長 どうもありがとうございました。

○川尻課長補佐 ありがとうございました。

(国土交通省退室、国土交通省入室)

○井熊主査 では、続きまして、国土交通省の「港湾、空港における発注者支援業務」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）につきまして、国土交通省港湾局技術企画課建設企画室、山本室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○山本室長 実施要項（案）の説明ですが、当方でアンケートを実施しておりますので、その結果のほうからご紹介させていただいてよろしいでしょうか。

○井熊主査 はい、どうぞ。

○山本室長 資料C-7です。「港湾、空港における発注者支援業務」ということで、横長のパワーポイントの資料でございます。

1枚めくっていただきまして、先日、6月29日の本小委員会のご指摘を踏まえてアンケート調査を実施しました。アンケートの概要として、これまで港湾及び建設コンサルタントの企業83社、昨年、実施しましたが、それにプラスして、道路、河川等の主なこれまでの受注者を中心に108社まで拡大してアンケートをとりました。アンケートの回答数は84社で、回収率は78%ということでございました。

次に、2ページ目について、アンケート調査の結果です。

問1は最近の受注の状況でございますが、増加しているところが3割で、やや減少ぎみです。増加していないが過半だという状況でございます。それと、やはり技術者の確保には苦慮していることがわかりました。

また、発注者支援業務への関心については、「関心がある」「今は関心がない」で7割とといった結果でございました。

次に、3ページ目について、設問が細かいので、右側にまとめて、おおむねの結果を書いてございますが、経営的判断の中で、発注者支援業務の入札参加に至らなかった理由について、約3割が得意な分野ではないということ、その次が、やはり技術者の確保が課題になっているということと、発注のロットが大きく必要な人員が確保出来なかったという意見があった反面、発注ロットが小さく採算が確保できなかったというのも、少数ではあ

りますが、そういう回答もございました。特に、技術者が1名の業務は非常時の対応が難しいという結果がございました。

次に、4ページについて、入札参加要件に関しては、約3割の回答が企業及び管理技術者の業務実績要件が厳しいとの結果でございました。また、管理技術者及び担当技術者の資格要件についても、15から20%ぐらいは厳しいという結果でございました。

総合評価方式については、管理技術者の業務実績に関する加点がなかなか得られないという回答のほかに、管理技術者の地域精通度に関する加点が得られないという回答も、約3割の企業が該当するという結果でございました。

その他の意見で、新規参入が難しい地域があるということも、約25%の回答をいただいております。

次に、5ページ目について、入札緩和要件に対する意見・参入拡大に向けた意見も自由記載の欄がございましたが、意見の中で、発注ロットを小さく発注してほしいとか、その次の意見に具体的な数字が入っていますが、2億円規模以上の発注では通常受注している業務よりも技術者の負担が大き過ぎるというような意見もあります。また、会社の規模・体制的に各事務所が発注する支援業務に応募することは難しいとか、技術者がいないので入札要件等が緩和されても入札参加は難しいとか、あるいは、業務実績が港湾・空港に限られているため入札参加できないという意見がございました。一方で、入札要件の緩和について、過年度に見直しが行われているため、現状において特に異存はございませんという意見や、これ以上の更なる入札要件の緩和は逆に業務の品質低下を招く恐れがあるため、新たな要件緩和は必要ないと考えているという回答もございます。

次に、6ページ目について、まずアンケート結果のまとめとして、昨年と同様、受注業務における技術者の確保に苦慮しているということ、それと発注ロットが大きく必要な人員が確保できなかったということ、それと管理技術者等の業務実績要件が厳しいという意見がある一方で、入札要件をあまり緩め過ぎると業務の品質確保に影響が生じるとの意見もございました。また、管理技術者の地域精通度について、加点が得られないという意見もございました。

これらの意見を踏まえ、次に7ページ目について、アンケート結果等を踏まえた今後の対応ですが、6月29日の入札監理小委員会での主なご指摘も踏まえて、我々として可能な限り対応したいということで考えてまいりました。

まず第1に、発注規模が大きい案件をなるべく分割して発注したいということでござい

まして、先ほど2億円という数字もありましたので、2億円を超えるような業務はなるべく分割したいと考えてございますが、やはり一部でオリンピック・パラリンピックまでに間に合わせないといけない業務や、個別案件毎にそれぞれの事情がございまして、全ての発注者支援業務を2億円以下に分割できるとは考えておりませんが、可能な限り分割したいと考えております。

第2に、技術者確保のための期間が足りないのではないかというご意見もありましたので、なるべく落札決定後に技術者確保のための期間があったほうが入札参加しやすいだろうというご意見もございましたので、全ての案件について、入札参加企業の増加を図るために、可能な限り年内の入札公告を公示したいと考えております。これまでの入札公告の実績で言うと、遅いものは2月上旬に公示していたものもありましたので、そこは前倒して入札公告を公示できるように努めたいと考えております。

第3に、発注者支援業務に関してPRが足りないのではないかと、また、業界に対してもう少しきちんと説明して、入札を促すような取り組みをしたほうが良いということがありましたので、我々としても、説明会を実施して、入札参加を促していきたいと考えております。

最後に、入札参加要件の緩和について、意見が出てございましたが、アンケートの中にも地域精通度に関して加点がもらえないという意見がありましたので「監督補助業務」及び「品質監視補助及び施工状況確認補助業務」の総合評価において、次の8ページ目をごらんいただくと、現行が上段に示しておりますが、配置予定管理技術者の経験及び能力について、当該整備局管内で同種業務実績がある場合は5点満点、次に当該整備局管内における類似業務実績がある場合は3点、次にその他としては0点という評価になっており、要するにこの点数でいくと、当該整備局管内で業務実績がなければ0点ということになりますが、この解釈は一部で誤解を生んでおりまして、実は当該整備局管内の業務実績がないと入札要件に該当しない、入札参加できないと思っている会社もいらっしゃるということです。

ただし、この解釈は、入札参加資格要件は満たしておりますが、総合評価における点数が0点ですと言っているだけなので、その誤解を解く意味と、他地整局でも、例えば隣接する整備局の同種あるいは類似の業務実績があっても、総合評価でやはり0点というのはおかしいのではないかと。要件を満たす業務実績を持っているのであればそれなりにきちんと評価すべきだろうと考えまして、当該整備局管内の同種業務実績を5点、類似業務実

績を3点としつつ、加えて当該整備局に隣接する整備局の同種業務実績を3点、類似業務実績を1点と明示、評価して、他地整局の業務実績でも入札参加資格がありますというのと、特に隣接については高く評価しますということで今回変えたいと考えております。

その他は参考資料でございますが、基本的に、これまでの入札参加資格要件の見直しの変遷を書いてあるだけですので、以上で当方からの説明を終わりたいと思います。

○井熊主査 ありがとうございます。では、ただいまのご説明につきまして、ご意見とかご指摘のある委員はご発言いただけます。

今のところは、一番最後にご説明されたところですが、整備局管内に関して、国土交通省の整備局は結構大きいので、隣接するとなると結構大きな地域を指しますよね。

○山本室長 はい。

○井熊主査 そうすると、そもそも地域性を評価する意義はあるのかとってしまうんですが、それはどうですか。それだったら、思い切って類似実績と同種実績だけで評価するとか。

○山本室長 それも考えたのですが、例えば沖縄の方が北海道の発注者支援業務をできるかということ、やっぱり自然条件が全く違います。そういうことを考えると何かで縛らないといけないと考えまして、隣接する整備局の範囲であれば、ある程度、気象、海象みたいなものは共通かという判断で、今回こういう仕切りをさせていただこうと考えています。

○井熊主査 主として、だからこれは自然条件とかに対することですね。

○山本室長 そうですね、はい。

○井熊主査 あと、国土交通省さんの方針として、どっちかということと地域型の中小企業さんが受託できるような形で条件を整えていこうかという感じに見えるんですけど、それはそういうようなご意向なんですか。

○山本室長 そうですね。政府全体としてもそういう方針でありますし、我々としても当然、地方での雇用に貢献していかないといけないという思いもありますので、可能なものは地元企業や中小企業も受注しやすいように分割して発注することを考えております。

○井熊主査 ほか、いかがですか。

ちょっと私ばかり発言してあれなんですけど、実績に関して緩和云々とあったんですが、資格に関して両方の意見があったということがありましたけれども、空港とか港湾の中での管内での業務実績となってしまうと、やっぱり閉じられた世界の中での企業さんだけで争うという感じになっていくということですね。ですから、例えば民間で実績がある方

がなかなか参画できないと。

同じ港湾で、今日審議した案件なんですけど、グループが組めるようになっていて、これはこの中にも書いてあるんですけど、グループが組めるようになっていて、その中の1社だけ空港とか港湾の中で実績があればいいという条件になっているものもあるんですよ。そうすれば、例えば3社で組んで1社だけ空港、港湾の中で実績があつて、ほかの2社はその人のいろいろなアドバイスに従って仕事をすればいいという条件になっている例もほかにあるんですよ。だから、何かほかでやっているところを参考にさせていただいて、広く業者さんが入れるような条件も検討できないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○山本室長 私の理解では、一般財団法人のSCOPEは、JVを組んで、管理技術者をSCOPEで、現場に張りつく社を地場のコンサルを使って、例えば発注者支援業務を経験させて人を育てて一本立ちさせるというスタンスでやっていたと聞いています。最近、継続されているかわかりませんが、我々としては、そういったJVというのは望ましいと考えております。

○井熊主査 JVに対して、リーダー企業に関してはある程度しっかりした実績を求められるけれども、ほかのところに関しては、その人が責任を持ってくればそれほどの高い実績は求めないという事例もあるので、その辺も参考にさせていただければと思います。

○山本室長 わかりました。今後の参考とさせていただきます。

○井熊主査 はい。ちなみに今申し上げたのは、SCOPEの案件ではない案件です。

○山本室長 わかりました。

○井熊主査 ほか、いかがですか。ありがとうございます。

では、事務局、何かご指摘とかございますか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 それでは、いろいろアンケート調査もさせていただいて改善した部分もあるので、今回はこれで対応していただいて結果を見るということかと思えます。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したのものとして、今後の実施要項の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任させていただきたいと思いますが、先生方、よろしいでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○井熊主査 今申し上げたところで幾つか検討していただく部分がありますので、その辺

はまた事務局のほうにご連絡いただければと思います。

今後の実施要項の内容について何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見を交換させていただきます。なお、先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、この会が終わった後でも構いませんので、事務局にお寄せいただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(国土交通省退室、国土交通省入室)

○井熊主査 続きまして、国土交通省の「東京国際空港警備業務」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）につきまして、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課、石岡空港保安防災企画官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。よろしく申し上げます。

○石岡空港保安防災企画官 航空局空港技術課の石岡でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。それでは、座らせて説明をさせていただきます。

まず、業務概要をご説明させていただきます。お手元にお配りしております資料D-3を見ていただければと思います。これに基づきまして、業務概要を説明させていただきます。

空港は、ハイジャック、あるいはテロ等に対して航空機の旅客や乗務員の安全を確保するために、国際民間航空機関、I C A Oと呼んでおりますけれども、そこが定めた基準に基づきまして、警備などの保安対策を確実に実施することが求められております。そのため、本業務では、東京国際空港において、航空機の安全運航のために許可された以外の人及び車両の立ち入りを制限している制限区域と、運航システム等が置かれている国の庁舎、あるいは管制塔の保安維持を行うための警備を実施いたします。

具体的には、お手元の資料の1.警備業務の目的に主な2点を掲げておりますけれども、まず1点目は、航空機だけではなく、空港の滑走路や誘導路などの重要な施設に対して禁止行為がなされないよう実施する制限区域での警戒警備、それから、2点目につきましては、空港の運用や航空機の離着陸を行うための重要なシステムがある庁舎や管制塔の保安維持を図るための警戒警備の2つがございます。

実際の警備内容は、2.に掲げております。まず、②警備システム監視でございますけれども、制限区域内にある侵入警戒センサーや監視カメラなどにより、不法侵入を感知する監視業務でございます。資料の真ん中の、上の画面等で監視を行います。続きまして、

③巡回警備は制限区域を車両で巡回警備を行い、制限フェンスが壊されていないか、あるいは制限フェンスのそばに不審物等が置かれていないかを巡回警備する業務でございます。次に、④でございます。SRA立入検査、Security Restricted Areaというのを設けておりました、ICAOの基準に基づき、制限区域のうち、国際線の指定された区域についてはさらにセキュリティを強化する必要があるため、そのエリアに立ち入る車両や人に対して、航空機内に爆発物や拳銃、あるいは刀剣類などを持ち込まれないように検査を行う業務でございます。次に、⑤立哨警備というのがございます。制限区域に設けられたゲートから出入りする全ての車両と人の出入り管理と、ゲート周辺の警戒監視業務でございます。最後でございますが、⑥庁舎警備がでございます。庁舎や管制塔の入退管理や庁舎等の内外の警戒巡回を行う業務でございます。それら全体を統括するのが①に掲げている警備統括となり、事案が発生した場合の適切な指示や指揮をとる業務となります。

以上が本業務の概要となります。

実施状況の詳細につきましては、担当のほうから別途説明をさせていただきます。お願いいたします。

○松崎係長 国土交通省航空局の松崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

実施要項（案）の詳細につきましては、お手元の資料D-2、東京国際空港警備における民間競争入札実施要項（案）で説明をさせていただきます。

まず、主な警備内容につきましては、今、石岡からご説明したとおりでございますけれども、内容につきましては、1.1.5の警備業務の内容で記載しているとおりでございます。主な目的として、(1)警備業務の共通事項に2点示しておりまして、1点目が、①警備業務の実施に際し、不法行為または禁止行為を発見した場合は、直ちに警備統括にその状況等を報告し、警備統括の指示に従い被害の拡大防止に努めること、2点目が②緊急事案発生により空港の保安が憂慮される場合、またはVIP等の空港利用により特別警備を必要とする場合や、警備システムの維持工事等により現場での代替監視を必要とする場合は、監督職員の指示に従い警備強化に伴う増員配置を行うこととなっており、それに従いまして各業務を行うことになっております。

業務に必要な人数につきましては、次の3ページの1.1.6の警備業務実施体制で各業務に必要な人数を示させていただいております。前年度と変更した部分については黄色で着色させていただいております。

羽田空港におきましては、平成32年3月より国際線のエリアが拡大いたします。それ

に伴って、ゲートと検査場が増えるため、今後新たに作製するゲートにつきましては、検査場と一体化したのものとして整備を進めているところでございます。検査場では国際線エリアの指定地域への入場者に対して爆発物等の検査を行っているところでございますが、過去に検査待ちの渋滞等によって航空機の定時運航等に影響を及ぼしたことがあったため、今後設置する検査場につきましては、セキュリティを担保しつつ検査時間を短縮することが課題となっております。また、今後整備する検査場につきましては、同時に多くの検査をするために制限区域への入線車線を拡幅するため、今回警備ポストが増加します。

また、現在の制限区域立入ゲートの警備強化として歩行者と車両の分離も行っており、そちらで今後整備するゲートにつきましては、歩行者専用ゲートを整備します。そのため、2つの理由により警備ポストが増加することになります。

あと、4ページの下の方に、警備強化に伴う増員ということで、通常警備とは違う臨時的な増員について記載しているところでございます。内容としては特別警備であるとか、警備システムの工事の代替監視に伴う臨時的な警備の予定時間を記載させていただいており、過去2年間の平均実績時間と、今後発生が見込まれる特別警備の時間を計上した時間となっております。

続きまして、5ページですけれども、警備強化に伴う特別警備の実施予定ということで示しているところでございます。これは、本期間中にはVIP警備のほかに皇太子殿下の即位や東京オリパラ等の重要行事がございますので、国賓等の安全を確保するために、通常警備に加えて、東京国際空港の警備強化を行うため一時的に警備員の確保が必要となる関係から、民間事業者が必要な警備人数を算定するための参考になるように、警備予定時間と警備ポストを記載して、情報を公開するようにしております。

続きまして、達成すべきサービスの質についてですけれども、次の6ページ下段の1. 2. 1の警備業務において達成すべき質のほうで示しております。

基本方針につきましては、警備業務を通じて空港の保安の確保に努め、円滑な空港運用を可能とすることを目指しております。

具体的な要求事項につきましては2つ設けておまして、1つ目につきましては、信頼性の確保です。測定指標の①につきましては、警備システム監視及び巡回警備による警戒・監視業務が停止しないこととし、その要求水準につきましては、代替要員及び代替車両の確保により、システム監視及び巡回警備の不稼働時間発生件数0件を目標とすることとしております。測定指標の②につきましては、業務中の過失による人身事故及び物損事故を

起こさないこととして、要求水準として、空港の運用に影響を与える人身事故及び物損事故の発生件数0件を目標とすることとしております。

2つ目の要求事項につきましては、7ページの上段に示させていただいておりますけれども、緊急事案発生時の措置ということで、測定指標としては、制限区域及び庁舎内に侵入した不審者及び不審車両に対し適切な警備措置を行うこととしており、そちらの要求水準につきましては、制限区域及び庁舎内へ侵入した不審者及び不審車両に対して適切な警備措置ができない件数0件を目標とすることとしております。こちらにつきましては、人的要因や車両事故により空港運用に影響を及ぼすことがないこと、また、緊急事態が発生した場合においても、被害を最小限にとどめるために必要な業務の質の確保を求めるために設定しております。

続きまして、実施期間について説明させていただきます。9ページ中段の、2.実施期間に関する事項というところに記載しております。実施期間については、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの、前回と同じく3年間としております。

続きまして、その下の入札参加資格に関する事項、3.の中で、業務に関する競争参加資格のところについて説明させていただきます。

業務に関するところについては、10ページの3.10と3.11の2件が該当しております。3.10につきましては警備業法に定める都道府県公安委員会の認定を受けた者であることということで、警備業法上の法的要件を求めています。3.11につきましては、施設警備業務の請負実績があることということで、法人の履行能力を確認するために求めているところです。

続きまして、落札者を決定するための評価基準についてです。具体的な内容につきましては、12ページの上段の5.1.1、5.1.2のところを示しております。

5.1.1、必須項目につきましては、業務に対する認識と管理体制の2項目を定めております。具体的には、業務に対する認識は、実施要項の内容が十分理解されているものか、また、業務の管理体制については、警備員の勤務交代に係る手順、配置警備員への業務指示手順等の流れについて明確であり、かつ緊急時の体制、業務関係者の業務管理体制及び責任の所在が明確になっているかを求めているところでございます。

5.1.2の加算点項目につきましては7点定めておまして、そのうち、今回新たに設けたものにつきましては、黄色で着色している(4)、(6)、(7)でございます。

まず、(4)のBCP(事業継続計画)の取り組みについて、こちらにつきましては、首

都圏直下地震とか南海トラフ地震等の災害が想定されている中で、東京国際空港につきましても救急救命活動の受け入れや緊急物資輸送の受け入れを実施するなど、その運用を継続していく必要があります。非常時の対応能力について、従前につきましては、非常時に対応可能な警備員の人数で評価しておりましたが、今回は企業として災害時に受託継続できるかというところを確認して、法人としての非常時対応能力を評価することとしております。

2つ目につきましては、(6)の情報セキュリティの取り組み状況ということで、こちらについては、本業務は制限区域内の機密情報であるとか、国賓等の空港利用情報などの情報を管理するというところで、受託業者として情報管理が厳格に行われているかどうかというところを評価することとしております。

3つ目の(7)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標につきましては、他の役務案件と同様に追加しているところでございます。

最後に、情報の開示について簡単に説明させていただきます。43ページを開いていただけますでしょうか。

こちらは従来の実施状況に関する情報の開示ということで、別紙1で示させていただいております。1.については、従来の実施に要した経費を示しております、本件は全て委託費という形になっております。増加要因につきましては、時間運用のゲートの24時間化の変更というところで増加が発生していることになっております。

次の2.につきまして、従来の実施に要した人員ということでございますけれども、こちらにつきましても、警備の強化に伴う配置ということで、年度によって大きく増減はありますが、最大の日数を示して、事業者が警備員を配置するための参考にするために情報を公開しております。

3.につきましては、従来の実施に要した施設及び設備ということで、これについては、勤務職員が待機するための場所を提供して、民間事業者はそれ以外のところを準備するという事となっております。

4.につきましては、従来の実施における目的の達成についてですが、過去3年度の発生件数は0件でした。

5.につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

実施要項の概要の説明につきましては、以上でございます。

○井熊主査 どうもありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に対しまして、

ご意見、ご質問のある委員はご発言いただきます。いかがでしょうか。

○関野副主査 関野ですけれども、説明の中でわからないのが1つあって、1者じゃなくてグループでの参入を認めますよというのはどこに書いてあるんですか。ジョイントベンチャー？

○松崎係長 競争参加資格の3.8のところにジョイントベンチャーでの入札を認めるという記載があります。

○関野副主査 過去はあるんですか、ジョイントベンチャーでやったことは。

○松崎係長 過去にはありません。

○関野副主査 今度オリパラとかで、ポストとかが多分増加しますよね。

○松崎係長 はい。

○関野副主査 そうすると、今まで153人でしたっけ、今のを見ていると。ぐらいたったけれども、これ、かなり増えますよね、もし人数的にいくと。200か300とか、そのぐらいになっちゃうと思うんですけれども。

○石岡空港保安防災企画官 そうですね。

○関野副主査 そうすると、ジョイントベンチャーでないと現実には無理なことになると思われていないですか。

○石岡空港保安防災企画官 警備員の資格者は、エリアで資格者を定めるような形にしていますので、ポストが増えるだけであれば、有資格者という警備業法による2級以上というものはそんなに増えないとは思いますが、実態的に人として雇っていく必要はあると思います。そのために、3ページ、4ページで示しておりますように、こういう形で順次増員させていきますというのを事前公表しているという形でございます。

○関野副主査 オリンピック・パラリンピックのためにかなりどこも警備員が不足している状況なので、何かちょっと優遇措置とか持たないと、警備会社としては受注が難しいんじゃないかと思うんですけれども。

○石岡空港保安防災企画官 優遇措置と申しますと？

○関野副主査 単価を上げるとか、そのような工夫というか、業者側からの要望みたいなものはないんですか。

○石岡空港保安防災企画官 今のところ、業者と特に接しているというわけではございませんけれども、確かに現実的には、社会現象として警備員の単価は上昇傾向であり、私どもも、積算上はそういうことを見ながら積算をしていく形になろうかと思えます。

○井熊主査 どうぞ。

○梅木副主査 ご説明ありがとうございました。こちらの実施要項の43ページ、別紙1で、従来の実施状況に関する情報の開示ということで、3年間約7億で、委託費の定額でというふうに先ほどご説明いただいたんですけれども、こちらと3年間、平成28年から31年で契約された金額は、そもそも一致するものではないんですか。ちょっと考え方がわからなかったんですけれども、約7億ずつで、それで、こちらの契約状況等の推移というのを見たときに、平成28年から31年の3年間で19億となっていましたので、そもそも一致するものなのかなと思ったんですけれども、そういうものではないんですか。資料のD-4のところを見ているんですけれども。

契約金額が19億で、単年で見たときに7億ということなんですけれども、これはあれですか。もしかして、単年でやったら従来は7億だったんですけども、3年まとめてやることによって19億で契約しましたという見方なんですかね。

○松崎係長 こちらの金額につきましては、1.の従来の実施に要した経費、各年度に計上している経費につきましては、臨時警備とかも含めた実績の金額を載せておりますので、各年度で差異が出てきているという表記になっております。

○梅木副主査 各年度で差異があるということではなく……。

○松崎係長 例えば2.の従来の実施に要した人数で、警備強化に伴って配置する時間とかがあるのですが、VIP警備であるとか警備システム工事につきましては、年度によって発生内容が違いますので、定額の部分に臨時警備強化に伴う増員の部分を足した実績を上金額として計上しているというところです。

○石岡空港保安防災企画官 例えば臨時警備で申しますと、実施要項(案)の4ページの一番下に、警備強化に伴う増員で、これぐらいの時間数がありますよ、あるいは今後、5ページで開示していますように、1から4までの、ポストとは別にこういう業務がありますよと。これを足したものが、先ほどの年度ごとの7億以下になってくるという形です。ですので、単純にポスト計算だけをしていくと19億という形ですけれども、そういう臨時警備をそれに加えますと、21億であるという形ですかね。

○井熊主査 国の業務だから追加払いになる。

○石岡空港保安防災企画官 そうです。

○梅木副主査 そういうことですか。じゃ、契約は19億でしたんですけども、実際にはこうでしたという実績ということですね。

- 石岡空港保安防災企画官 そうですね。
- 足達参事官 別紙1とD-4は税抜きと税込みで。
- 梅木副主査 はい？
- 足達参事官 税抜きと税込み。
- 梅木副主査 税抜きと税込み……。
- 足達参事官 D-4と別紙1は1.08を入れるだけなんですよ。
- 梅木副主査 そうですか。じゃ、同じということですよ。
- 足達参事官 同じです。
- 梅木副主査 ありがとうございます。
- 井熊主査 ほか、いかがですか。どうぞ。
- 宮崎専門委員 今のところは、ちょっと税込みか税抜きかというのは明記していただければよろしいかと思っております。
- 石岡空港保安防災企画官 わかりました。
- 宮崎専門委員 もう1点、同様にですが、43ページの従来の実施に要した人員のほうなんです、これは一番上で28、29、30年度と154、153名となっていて、これを常勤職員と書いているんですが、その下の内訳の常勤職員という人数と足すと上の常勤に合わないものですから、何か兼務されている方はいらっしゃるのでしょうか。ちょっとその確認だけお願いしたい。例えば30年度ですと153名となっているんですが、下の内訳の常勤を足すと167名になります。
- 石岡空港保安防災企画官 ちょっと確認をさせていただきます。
- 宮崎専門委員 わかりました。
- 井熊主査 じゃ、私から。この3回ぐらい首都圏ビルサービス協同組合という事業者が受託をしているわけなんです、これはどういう団体ですか。会社なんです、何か幾つか複数の会社がやっている組合なんです。これはどういうものなんです。
- 松崎係長 協同組合です。経産省の法律か規程かは記憶しておりませんが、中小企業が集まってつくる協同組合です。
- 井熊主査 ある程度固定したメンバーによる組合かどうか。
- 松崎係長 今の実績ですと、協同組合の中の1者だけで請け負っております。
- 井熊主査 私も先ほどご指摘があった中で、今回規模が大きくなって、時期も時期だということで、規模の拡大による競争性の低下ということを少し懸念しております、10

ページにある参加資格のところ、警察庁から通達が出ていたり、警備業法があるというところで、そういう制約はあると思うんですが、3.8に複数の警備会社でという書き方がありますが、これは警備会社であることが共同企業体の構成条件になっているんですか。

○石岡空港保安防災企画官 警察庁の通達では、警備業を営もうとする者は警備業の認定を受けなさいという形になっていますので、少なくとも、会社として警備業法の認定を受けていれば受注は可能です。

○井熊主査 それは共同体であっても、それを構成する人が全て企業としてその資格を持っていないといけないという意味ですか。

○石岡空港保安防災企画官 そうなろうかと思えますけれども、そこについても確認をさせていただきます。

○井熊主査 いや、150人を常に出さなくちゃいけないと。これが業務拡大で200人を超えると結構なあれだと思まして、例えばこれが複数の企業でという言葉になった場合は、ある程度資格を持っている人が代表になって、一般の人材供給力のある会社は、そのグループに加わることも可能性として出てくるわけですね。そうすると、よりいろんな会社が参加しやすいかなと思うので、ただ、警察庁の通達とか業法があるので、その制約があればいたし方ない部分もありますが、そのところをより幅広い事業者が得られるように検討していただきたいなということと、あと、総合評価の中で、実績のところ、同一施設という言葉があるんです。同一施設の警備実績がという表現があるんですけれども、22ページ。同一って、これはどういう意味を言っているんですか。

○石岡空港保安防災企画官 同一というのは、例えばどこかの博物館の施設を3年以上継続して警備していることを指しています。

○井熊主査 だから、同一施設というのは、施設を包括的にという意味ですか。

○石岡空港保安防災企画官 そうですね。ある一定のところを3年以上やったのか、2年継続してやったのかということです。

○井熊主査 わかりました。すいません。あと、ちょっと戻るんですけれども、10ページの3.11の、この辺のあれで、どうしてもジョイントベンチャーの縛りが強くなることを気にしているんですけれども、3.11で施設警備業務の請負実績があることと書いてありますが、これは施設警備業務じゃないといけないんですか。警備業務じゃないんですか。

○石岡空港保安防災企画官 基本的には、施設警備の中には空港に限るという1つの区切

りがありまして、その場合は、こういう資格者をこういう場所に充てなさいとなっていて、今回は、空港に限らずとも、例えば一般的な施設警備、雑踏警備などでも、その中で施設警備を目的として含まれる警備としてやっているのであれば、その実績は見ております。

○井熊主査 例えばイベントの警備とか。

○石岡空港保安防災企画官 イベントの警備は雑踏警備になりますが、施設警備を目的として含まれる警備が含まれているのであれば、その経験は入ります。

○井熊主査 施設警備に入るんですか。

○石岡空港保安防災企画官 施設警備には入ると考えております。

○井熊主査 わかりました。いずれにしても、先ほどの通達とか業法の関係もあるので、このところをなるべく幅広い企業が共同体を組成できるように緩和できるかどうかを、ぜひ検討していただきたいなと思います。

○石岡空港保安防災企画官 警備業法に絡むものなので、制約があります。

○井熊主査 言っているとおり、だから警備業法とか通達があれば、その制約はいたし方ないですが、その範囲内において可能性があるかどうかを、ぜひ検討していただければと思います。

○石岡空港保安防災企画官 わかりました。

○井熊主査 ほかにございませんでしょうか。

事務局から、何かありますか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。基本的に、これまでも複数者が応札をしているということでございますけれども、今回は業務内容を少し拡大させるということと、あと、時期的に非常に警備の人員が逼迫する時期でございますので、そういったところを踏まえて、今日論点が出たところを再度確認していただければと思います。その確認を持つということを前提に、この実施要項（案）についての審議は今回の小委員会で終了したものとしたいと思います。

今後の実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○井熊主査 そういうことでお願いしたいと思います。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（国土交通省退室）

— 了 —